

# 笠松町交通バリアフリー 基本構想を策定します

町では、日常皆さんが利用される道路や公共交通機関を、高齢者や子ども、体の不自由なかなたなど、誰もが安心、安全、快適に移動出来るようバリアフリー化を総合的、計画的に推進するため、法律に基づき基本的な構想を策定し、実現に向けた取り組みを進めています。

平成十二年五月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律」が定められました。これが通称「交通バリアフリー法」です。

## 町役

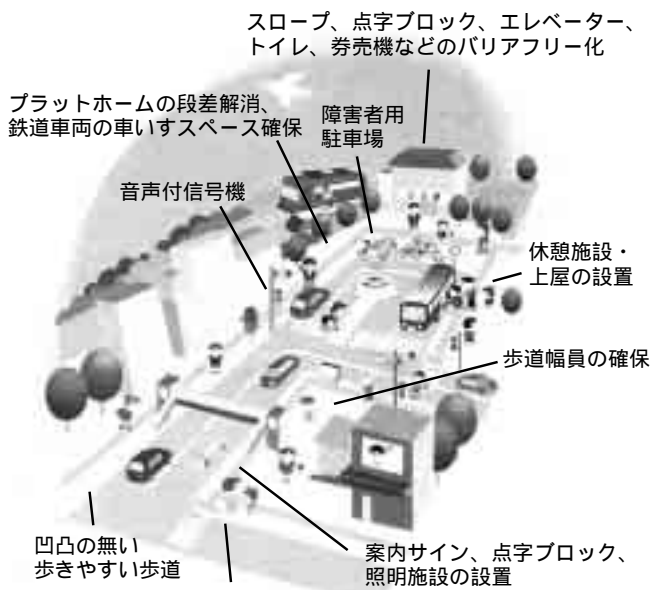
町では、笠松駅を中心に歩行圏内(おおむね500～1,000メートル)を重点的に整備していく地区の事業計画の策定に

関する、基本的な事項を交通バリアフリー基本構想策定委員会(委員十八人)や住民の皆さんと協議で、まとめていきます。これが町で定める「基本構想」となります。その構想に基づき関係機関などと町と連携し総合的、計画的に整備を進めることとなります。

## 道路管理者、公安委員会、公共交通事業者などの役割

交通バリアフリーとは  
交通に関わるバリア(障害)を取り除くことを交通バリアフリーといいます。  
バリアには、段差や勾配のような物理的バリア、情報伝達に関わる情報のバリア、教育や法による心のバリアがあります。

## 交通バリアフリー法による推進事業



【推進事業イメージ図】

これらの機関は、町が定めた基本構想に沿って、道路管理者は道路との段差をなくし安心して利用出来る歩道などを、公安委員会は道路の横断の安全性を確保するための措置を、公共交通事業者は駅の出入口からプラットフォームへ通ずる経路の段差の解消などを行い、移動が円滑にできるようそれぞれの立場で事業を計画的に実施していきます。

## なぜ基本構想が必要か

効率的、効果的な整備はその必要性が高いと考えられる地域を対象に、皆さんの意見をお聞きし、委員会でもとめ順次整備を行うことが必要となります。基本構想は、その基となるものです。

## 整備の理想と問題点

交通に関わる全てのバリア整備を町内全域で進めることが理想ですが、それぞれの機関の財源にも限りがありますので、短期間に整備を行うことは事実上困難となります。また、これまでの整備では、各機関ごとが別々に整備を進めていることにより、歩道と駅の間で段差が生じてしまったり、思わぬところでバリアが生じていました。

## アンケート、タウンウォッチング

皆さんに基本構想の策定に参加していただき、いろいろな提言や意見をお聴きするため、アンケートの実施やタウンウォッチングの開催、ホームページへの掲載をします。

アンケートは駅からの歩行圏内(笠松地域)の皆さんは全戸を対象に、それ以外の皆さんは松枝公民館、総合会館にアンケート用紙を配置しますので、ご協力をお願いします。

タウンウォッチングは、駅を中心に早急に整備が必要と思われる経路を、小中高生のかた、高齢者のかた、障害者(児)のかたなどと一緒に歩きながら問題点や課題などを点検していきたいと考えています。

基本構想の策定状況は、広報紙やホームページで随時お知らせします。

## タウンウォッチング開催

交通バリアフリー基本構想策定の一環として、次の要領によりタウンウォッチングを開催します。

【月日】 11月23日(火)

中止の場合 27日(土)

【時間】 午後1時～4時

【集合場所】 中央公民館

【募集人数】 10人程度

【申込・問合先】 建設課都市計画係